

顕著な普遍的価値の遡及的陳述の概要について  
(retrospective Statements of Outstanding Universal Value)

○ 顕著な普遍的価値 (Outstanding Universal Value) について

- ・ 顕著な普遍的価値とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義又は自然的な価値を意味するもの。
  - ・ 顕著な普遍的価値については、登録基準を満たしていること、完全性の条件を満たしていること、適切な保護管理体制を有していることが必要。
- (いずれも「世界遺産条約履行のための作業指針」より)

○ 根拠

- ・ 第31回世界遺産委員会（2007年、ニュージーランド）において、第2次定期報告の前に、記載決議の際に遡って、「顕著な普遍的価値の陳述」を作成するとの決議が採択されたところ。  
(白神山地及び屋久島1993年記載、知床2005年記載)
- ・ 第34回世界遺産委員会（2010年、ブラジル）において、アジア太平洋地域の世界遺産について、記載決議の際に遡って、「顕著な普遍的価値の陳述」を作成し、2012年の第36回世界遺産委員会で審議するために、2011年2月1日までに世界遺産センターに提出するとの決議が採択されたところ。

○ r SOUVの内容と作成時の主な注意点

- ・ 「概要」、「登録基準の証明」、「完全性」、「真正性」、「保護管理に係る要件」の5項目で構成する。  
(「真正性」は文化遺産のみ記述の項目のため、自然遺産は4項目で構成。)
  - ・ 記載決議時点の情報で記述する。
  - ・ 「完全性」、「保護管理に係る要件」については、現時点の情報も反映させる。
  - ・ ①記載決議、②評価書、③推薦書、④その他情報の順で参照して作成する。
  - ・ 記載時に決議されている文章は変更できない。
  - ・ 英語又はフランス語により、原則A4で1～2枚程度の文量で作成する。
- (いずれも「r SOUV準備ガイド」より)

○ 今回作成する3地域（知床、白神山地、屋久島）のr SOUVの構成

- ・ 「r SOUV準備ガイド」や既に提出された他地域のr SOUVを基に、別紙のとおり構成案を作成し、これに基づき3地域のr SOUV案（たたき台）を作成したところ。

## 顯著な普遍的価値の遡及的陳述（r S O U V）案の構成について

### 【a. 概要】

- 遺産地域の位置と種類
- 遺産地域の顯著な普遍的価値とそれを示す主な特徴（「b. 登録基準の証明」のまとめ）

### 【b. 登録基準の証明】

- 遺産地域の顯著な普遍的価値とそれを示す具体的な特徴（登録基準ごとに、何が登録基準を満たしているかを説明）

### 【c. 完全性】

- 遺産価値を示すために必要な全ての要素が含まれていること
- 遺産地域の長期的な存続のために十分な規模（面積）となっていること
- 開発などによる悪影響を受けていないこと

### 【d. 真正性】※ 文化遺産のみ記述

- 遺産の文化的価値を表現する材質、技能などが信用性を有していること

### 【e. 保護管理に係る要件】

- 保護管理の全体の枠組み
- ・ 遺産地域に係る法規制
- ・ 地域連絡会議・科学委員会による保全管理体制、管理計画に基づく一体的な管理
- 遺産地域における長期的視点からの脅威とそれに対する取組

## 顕著な普遍的価値の遡及的陳述（屋久島世界自然遺産地域）

### 【a. 概要】

屋久島は、九州本土最南端から 60km の海上に位置するほぼ円形の山岳島の中心部から西の海岸部におよぶ原生的な温帯雨林が広がる地域である。屋久島の島嶼生態系は、標高約 2,000m に迫る山岳を有し、亜熱帯性植物を含む海岸植生、山地の温帯雨林から山頂付近の冷温帶性ササ草地や高層湿原に及ぶ植生帯の垂直分布の連續性を保持している点で、北半球の温帯域では他にほとんど例がない顕著な生態系である。また、屋久島の山地温帯雨林は、年間降水量が 8,000mm を超える特殊な多雨・高湿度環境に適応した溪流植物や着生植物を豊富に含む特異な生態系が見られる点、樹齢 1,000 年を超えるヤクスギの原生林がつくりだす景観を有する点で世界的に特異な存在である。

### 【b. 登録基準の証明】

#### ○ クライテリア (vi) (自然景観) :

屋久島は、小規模な島嶼にありながら標高 2,000m に迫る山岳がそびえ、中心部の山岳地帯から海岸線に至るまで、きわだった標高差が存在するとともに、古いものでは樹齢 3,000 年におよぶスギを含む原生林を有するなど、小さな島の中に生物学や自然科学の分野や自然美の観点から重要な地域が存在する点で非常に価値がある資産である。

#### ○ クライテリア (ix) (生態系) :

屋久島は、北緯 30 度付近では稀な高山を含む島嶼生態系であり、暖温帶地域の原生林という特異な残存植生が海岸線から山頂部まで連続して分布しており、自然科学の各分野の研究—進化生物学、生物地理学、植生遷移、低地と高地の生態系の相互作用、水文学、暖温帶地域の生態系のプロセスーを行う上で非常に重要である。

### 【c. 完全性】

島の西部の海岸線から標高約 2,000m の山頂部までが遺産地域に含まれ、海岸付近の亜熱帯性植物を含む海岸植生から山頂付近の冷温帶性のササ草地・高層湿原に及ぶ植生帯の垂直分布の連續性が遺産地域内に確保されている。ここには、開発による悪影響を受けていない原生的な温帯雨林が広がっている。特に第三紀遺存植物であるスギの原生林の大部分が含まれるなど、遺産地域の価値を構成する要素を包含している。遺産地域は 10,747ha であり、島の面積の約 21% を占め、その価値を長期的に存続させるために十分な面積を有している。

### 【e. 保護管理に係る要件】

遺産地域は、ほとんどの区域が、国が所管・管理している国有林である。遺産地域は、屋久島原生自然環境保全地域、霧島屋久島国立公園、特別天然記念物及び屋久島森林生態系保護地域に指定されている。これらの制度はそれぞれ我が国の優れた自然環境等を保護するための仕組みであり、開発等に対して厳格な法的規制を有している。また、周辺には、国有林や国立公園地域が隣接しており、遺産的価値の保護を強化している。それぞれの制度を所管する環境省、林野庁及び文化庁は、これら複層的に指定された保護区の管理を円滑に実施するために、屋久島世界遺産地域管理計画を策定し、この計画に基づき遺産地域の一体的な管理を行っている。また、関係省庁の現地管理機関及び関係地方自治体は、屋久島世界自然遺産地域連絡会議を設置し、地域との連携・協働による保全管理を推進するとともに、学識経験者等による屋久島世界遺産地域科学委員会を設置し、科学的な知見を反映した順応的な保全管理を進めている。また、IUCNによる現地調査時（1993年）の指摘及び保全状況調査（1997年）の勧告を踏まえて、2002年に遺産地域に近接した、樹齢が高く、直径が大きなスギを含む区域などを新たに国立公園特別保護地区に格上げし、その保護を強化している。特定箇所や特定時期に集中した利用者による影響に関しては、景観や自然環境に配慮した施設整備や巡視を行うとともに、ガイドなど地域の利害関係者の意見をよく反映させながら、利用ルールの構築や利用分散などの総合的な利用者対策を進めている。さらに、過密度のヤクシカ個体群による植生への影響が見られる地域については、科学委員会の下にワーキンググループを設置し科学的知見を踏まえた対策を進めている。